

2 負担調整案（方法Ⅱ）

《考え方》

第3号被保険者に対し、基礎年金という受益に着目した何らかの保険料負担を求める考え方。具体的には、2つの仕組みが考えられる。

(1) 方法Ⅱ-1

《仕組みの概略》

- 基礎年金に関する負担について、被用者グループにおいて、応能負担(定率保険料)と応益負担(定額保険料)を組み合わせる。(負担の一部を受益に応じた負担とする。)
- 例えば、第2号及び第3号被保険者に対して一律に国民年金保険料の半額(現在は、 $13,300\text{円}/2 = 6,650\text{円}$)に相当する定額保険料の負担を求め、残りの費用については第2号被保険者の間で定率で負担する。

負担調整案（方法Ⅱ-1）			
〔現行〕 (片働き世帯)	〔方法Ⅱ-1〕 (単位：万円)		
A1 (報酬39(うち賞与9)) 保険料 5.30 〔本人分 2.65 事業主分 2.65 年 金 15.25	B1 (報酬なし) 5.30 0 2.65 0 21.95 6.70	A1 (報酬39(うち賞与9)) 保険料 $0.665 \times 2 + 4.52$ 〔本人分 3.59 事業主分 2.26 年 金 15.25	B1 (報酬なし) 5.85 0 3.59 0 21.95 6.70
8.55 6.70	8.55 6.70	8.55 6.70	8.55 6.70
(共働き世帯)	A1 (報酬26(うち賞与6)) 保険料 3.53 〔本人分 1.77 事業主分 1.77 年 金 12.40		
	B1 (報酬13(うち賞与3)) 5.30 1.77 2.65 0.88 21.95 9.55	A1 (報酬26(うち賞与6)) 保険料 $0.665 \times 3 + 3.01$ 〔本人分 2.17 事業主分 1.51 年 金 12.40	B1 (報酬13(うち賞与3)) 5.85 0.665 + 1.51 3.59 1.42 2.26 0.75 21.95 9.55
5.70 6.70	2.85 6.70	5.70 6.70	2.85 6.70

(注1) 報酬は、月給12か月分・年収=1:1.3として賞与込みの総報酬を月額に換算した値。
(注2) 年金額は加入期間40年として計算。
(注3) 定率負担の保険料は、11.58%として試算。

《考えられる主な論点》

- ① 受益に着目した負担を求める考え方を導入することについて、どう考えるか。

- ② 現在やむを得ず第1号被保険者に対して採られている定額保険料の仕組みを被用者グループにも一部及ぼすことにより、定額保険料の負担上昇に伴う問題が被用者グループにも及ぶことについて、どう考えるか。
- ③ 国民年金保険料の半額に相当する定額保険料を第2号及び第3号被保険者に対して求めることについて、第1号被保険者との公平性の観点を含め、どう考えるか。
- ④ 医療保険についても同様に見直しして、被扶養配偶者の受益に着目した保険料負担を求めることがあるかどうか。

(2) 方法Ⅱ-2

《仕組みの概略》

- まず第2号被保険者の定率保険料を第3号被保険者の基礎年金に関する拠出金負担分を除いて設定する。
- 第3号被保険者に関する拠出金負担に要する費用を、第3号被保険者を抱える第2号被保険者の間で定率で負担する。

負担調整案(方法Ⅱ-2)			
[現行]		[方法Ⅱ-2]	
(片働き世帯)	A1(報酬39(うち賞与9)) 保険料 5.30 [本人分 2.65] 事業主分 2.65 年 金 15.25	B1(報酬なし) 5.30 0 2.65 0 2.65 0 21.95 6.70	(単位:万円) A1(報酬39(うち賞与9)) 保険料 5.88 [本人分 2.94] 事業主分 2.94 年 金 15.25
	8.55 6.70	8.55 6.70	21.95 6.70
(共働き世帯)	A1(報酬26(うち賞与6)) 保険料 3.53 [本人分 1.77] 事業主分 1.77 年 金 12.40	B1(報酬13(うち賞与3)) 5.30 1.77 2.65 0.88 2.65 0.88 21.95 9.55	A1(報酬26(うち賞与6)) 保険料 3.26 [本人分 1.63] 事業主分 1.63 年 金 12.40
	5.70 6.70	2.85 6.70	2.85 6.70

(注1) 報酬は、月給12か月分・年収=1:1.3として賞与込みの総報酬を月額に換算した値。
 (注2) 年金額は加入期間40年として計算。
 (注3) 保険料は、第2回女性と年金検討会資料で示した試算(保険料率=3号のいる世帯19.3%、それ以外の世帯16%)を総報酬ベースで換算した値(15.1%、12.5%)による。

《考えられる主な論点》

- ① 受益に着目した負担を求める考え方を導入することについて、どう考えるか。また、受益に応じた負担であるにもかかわらず、第3号被保険者を抱える第2号被保険者の中で、報酬の高い者の方が大きい負担を負うことについて、どう考えるか。
- ② 片働き世帯の第2号被保険者に課される保険料率が、共働き世帯の夫と妻に課されるものよりも高くなることについて、事業主の理解が得られるか。また、雇用行動に何らかの影響を及ぼす可能性はないか。
- ③ 世帯として同一の給与収入がある場合、年金給付の太宗を占める老齢年金に関して、世帯としての給付が同一であるにもかかわらず、片働き世帯の方が共働き世帯よりも負担が重くなるというアンバランスについて、どう考えるか。
- ④ 被用者間での違いは、第3号被保険者の有無だけではなく、例えば性別の違い(平均的には、女性の方が給付期間が長い。)や子供の有無(次世代育成の負担を年金制度としては考慮していない。)のように様々なものがある中で、第3号被保険者の有無に着目して保険料率に差を設けることについて、どう考えるか。社会保険制度の下で国民が共有すべき社会的なリスクをどう考えるか。
- ⑤ 医療保険についても同様に見直しして、被扶養配偶者の受益に着目した保険料負担を求ることとするかどうか。

3 給付調整案（方法Ⅲ）

《考え方》

第3号被保険者に対し、保険料負担を求めない代わりに、基礎年金給付を減額する考え方。具体的には、2つの仕組みが考えられる。

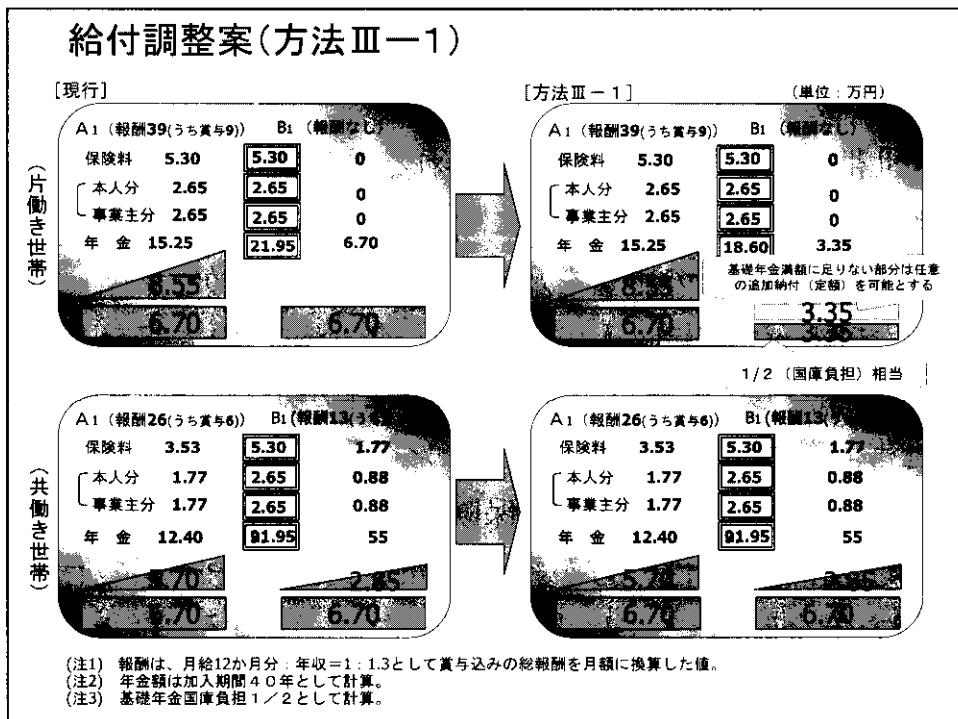
(1) 方法Ⅲ-1

《仕組みの概略》

- 第3号被保険者について国民年金の免除者と同様の取扱いとし、基礎年金給付は国庫負担部分に限る。
- 現在であれば、基礎年金給付は1／3となり、基礎年金国庫負担割合の

1/2への引上げ後であれば、基礎年金給付は1/2となる。

- 第3号被保険者が基礎年金の満額給付を得るために、任意の追加納付制度を設けることも考えられる。



《考えられる主な論点》

- ① 第3号被保険者期間に関する基礎年金の給付水準が下がることについて、どう考えるか。
- ② 第3号被保険者を国民年金の免除者と同様の扱いとすることについて、どう考えるか。また、「原則として免除」という被保険者類型を設けることについて、どう考えるか。
- ③ 第3号被保険者を国民年金の免除者と同様に取り扱うことから、基礎年金拠出金単価を算定する際の拠出金算定対象者数から第3号被保険者を除くことになるため、結果として基礎年金拠出金単価が高くなる。

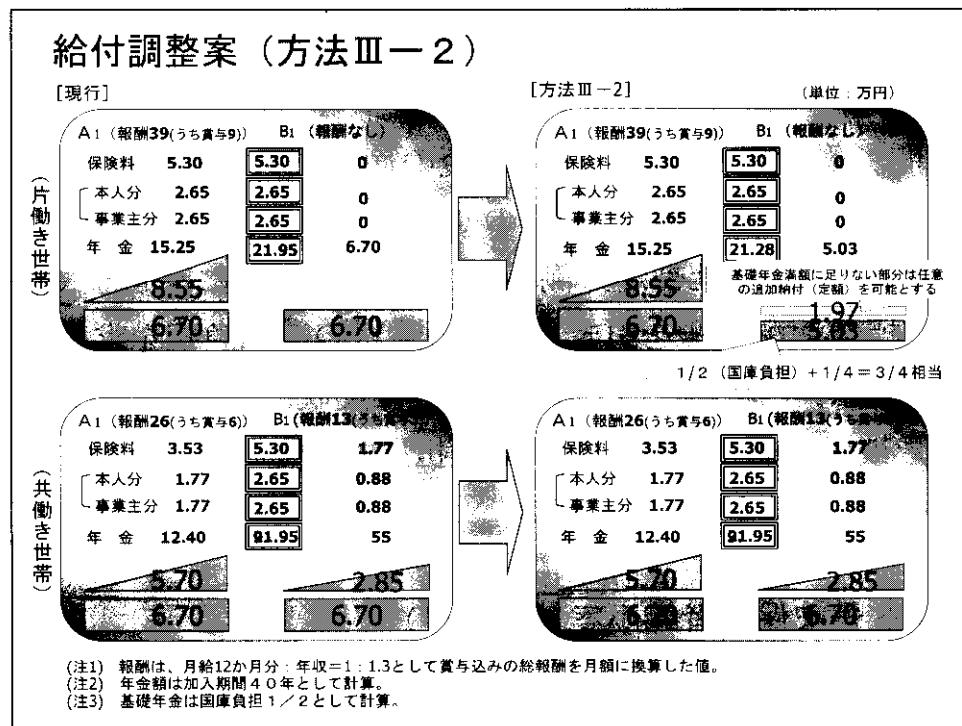
(2) 方法Ⅲ-2

《仕組みの概略》

- 現行制度では、被用者年金の被保険者全体の保険料拠出により、第3号被保険者に関する保険料負担全額を賄っているが、これを保険料負担の一

部分に限ることにより、基礎年金給付についても一部とする。

- この場合、例えば、国民年金の半額免除者と同様の扱いとすると、国庫負担割合が $1/2$ であれば、基礎年金給付は $3/4$ となる。
- 方法III-1同様、第3号被保険者が基礎年金の満額給付を得るために、任意の追加納付制度を設けることも考えられる。



《考えられる主な論点》

- ① 第3号被保険者期間に関する基礎年金の給付水準が下がることについて、どう考えるか。
- ② 被用者年金の被保険者全体の保険料拠出により、第3号被保険者に関する保険料負担の一部を賄うという考え方について、どう考えるか。また、第3号被保険者を国民年金の免除者と同様の扱いとすることについて、どう考えるか。
- ③ 第3号被保険者を国民年金の半額免除者と同様に取り扱うとすれば、基礎年金拠出金単価を算定する際の拠出金算定対象者数として、第3号被保険者を $1/2$ 人と評価することになるため、結果として基礎年金拠出金単価が高くなる。

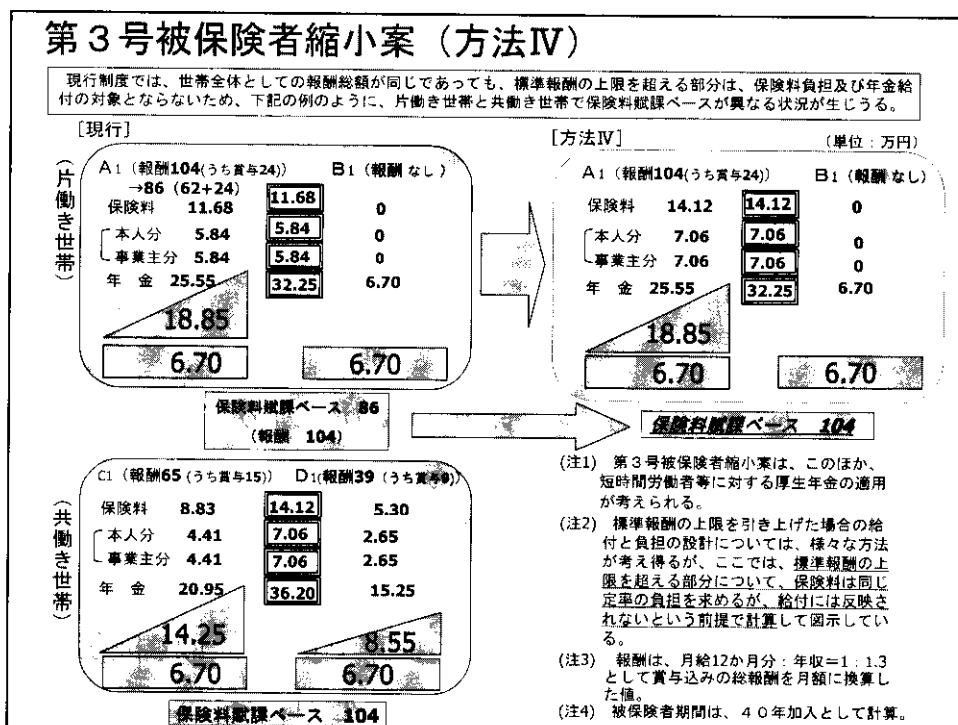
4 第3号被保険者縮小案(方法IV)

《考え方》

現実に約1,000万人の第3号被保険者が存在していること等を踏まえ、当面、現行の第3号被保険者制度を維持しつつ、その対象者を縮小していく考え方。

《仕組みの概略》

- 短時間労働者等に対する厚生年金の適用拡大及びそれに伴う被扶養配偶者認定基準の見直しにより、その対象者を縮小していく。
- この場合、片働き世帯が共働き世帯よりも相対的に高賃金であることに着目して、標準報酬上限を引き上げて保険料の追加負担を求める一方、現行の標準報酬の上限を超える部分は給付に反映されない仕組みとし、実質的に第3号被保険者に関する保険料負担についての不公平感を縮減することも考えられる。



《考えられる主な論点》

- 第3号被保険者制度として残った者の状況も踏まえて、さらに制度そのもの

在り方について、どう考えるか。

(5) 国民年金の徴収強化

- 全国民を対象とする国民年金制度において発生している未加入・未納の問題、特に近年増加傾向にある未納の問題については、長期にわたる安定的な運営を確保するため、そのための対策が不可欠である。
- 国民年金制度は、全国民が強制的に加入して制度を支えることにより成り立つ世代間扶養の仕組みであり、その保険料納付は国民の義務である。そして、保険料の未納の増加は、保険料納付義務を果たしている被保険者1人当たりの基礎年金拠出金単価の増大という形で、多大な迷惑を及ぼす。
- このことに関連し、現行の基礎年金拠出金制度について、厚生年金の保険料負担において拠出金分と報酬比例年金部分とを明確に区分すべきとする指摘や、未納者・未加入者の分も含めた拠出金負担について問題があるとする指摘がある。
- このようなことを踏まえ、制度の意義・役割に関する国民一人一人の理解を深める一方、未加入・未納者の実態を把握しつつ、保険料を納付しやすい環境整備、適確な保険料収納のための制度整備を図っていくとともに、その徴収が法令の規定により担保されているという観点から、徹底した保険料収納対策を講じることにより、長期にわたる安定的な運営を確保していくことが必要である。

(6) 公的年金制度の一元化の推進

- 公的年金制度の一元化については、「被用者年金制度の統一的な枠組みの形成を図るために、厚生年金保険等との財政単位の一元化も含め、更なる財政単位の拡大と費用負担の平準化を図るための方策について、被用者年金制度が成熟化していく21世紀初頭の間に結論が得られるよう検討を急ぐ(平成13年3月16日閣議決定)。」とされているが、給付と負担の見直しに関する新たな議論も踏まえて、さらに検討を進める。

(7) 総合的な社会保障の在り方と年金改革

- 社会保障全体を考えると、年金だけでなく、医療、介護等他の社会保険料負担や税負担があり、これらを含めて全体的な負担の在り方を考えることが必要である。したがって、総合的な社会保障の展望の下で、整合性ある年金改革を進めていくことが必要である。

4. 今後の議論

- 今回、ここに示した事項を含め、専門的・技術的検討が必要な重要事項(年金の財政見通しや資産運用の在り方等)や制度設計上の詳細な事項については、今後、社会保障審議会資金運用分科会や年金部会の議論等も踏まえ、順次議論を進め、適切な結論を得る。